

## 基本目標5「快適な都市空間が整うまち」について

市の考え方の後ろの( )書きは、回答した担当部を記しています。

No	意見の内容	市の考え方
<b>市街地再開発について</b>		
1	高座渋谷、なぜ再開発をしたのか。計画自体おかしいのではないか。南部に重点傾斜しすぎではなかったか。	高座渋谷駅周辺地区では、駅前広場、道路並びに下水道などが未整備で、都市環境の悪化を招いていました。そこで、地域の土地所有者への減歩(土地負担)による土地区画整理事業によって、南部地域の拠点にふさわしい防災性や安全性並びに利便性に優れた市街地の形成を図るものです。(渋谷土地区画整理事務所)
<b>道路・公園について</b>		
2	大和市の道路は計画的に整備されている。公園もあるし良いと思う。	本市における道路整備や、公園設置に関する事業の評価と受け止めています。今後も、快適な都市空間を形成するために、総合計画では、基本目標5「快適な都市空間が整うまち」を設定し、引き続き、計画的な整備を進めていきます。(企画部)
3	南部は多くの道路が袋小路となっている。藤沢市との調整を求む。	私道を公道に移管した道路については袋小路が多いですが、その場合基準により車両回転広場を設け通行に支障がないようにしています。また、行政界を跨ぐような広域的な道路の場合、関係する隣接市とも調整を図ってまいります。(土木部)
4	大和市の道路整備において袋小路が多い。	私道を公道に移管した道路については袋小路が多いですが、その場合基準により車両回転広場を設けるよう指導しております。(土木部)
5	境川のサイクリングロード、木を植えて夏でも日陰ができるようにしてほしい。	サイクリングロードの管理者である県に要望してまいります。(土木部)
6	大和駅、鶴間駅には泉の森へのアクセス道路があるが、相模大塚駅にはない。まちの賑わいのために泉の森につながる道路(歩道)の整備をお願いしたい。	泉の森へのアクセス道路として、現況道路内で可能な安全対策を検討してまいります。(土木部)
7	丸子中山茅ヶ崎線、立体交差はよいが高架式は反対。方法はよく検討すべき。	鉄道との立体交差は、地域に与える影響も大きいプロジェクトですので、事業主体である県とともに交差手法等について検討してまいります。(土木部)
8	交差点の横断歩道の書き換え、要望しているがなかなか進まない。	横断歩道や交通規制の路面表示の塗りなおしについては警察の対応になります。大和警察署管内(大和市、綾瀬市)全体の状況を判断しながら順次塗り直し作業を行っておりますが、限られた予算の中で膨大な数を処理していることから、時間がかかってしまうケースがありますが、ご理解ください。(市民経済部)
9	丸子茅ヶ崎線(飛行場横)だけでもよいので、2車線にして欲しい。	県は、将来的に4車線とする構想を有しておりますが、具体的な計画策定までには至っておりません。なお、同地区の渋滞緩和対策として、代官三丁目交差点の上り車線に左折レーンの設置を行っております。(土木部)
10	中央通り、藤沢街道の歩道に段差が多い	大和中央通りの歩道につきましては、北側より順次歩道の拡幅整備を行っていますが、その中で段差の改良等の工事を行ってまいります。藤沢街道(国道467号)につきましては、管理者である県が現在南部地区の歩道拡幅整備工事を実施し、段差の解消を行っております。引き続き、整備が実施されるよう要望してまいります。(土木部)
11	人の移動という大きな話ではなく、安心して歩ける歩道が欲しい。	安心して歩ける歩道に向け、既設の歩道の改修を順次進めております。また、歩道の新設については現在都市計画道路2路線の整備を進めています。新設のためには用地取得に費用がかかるため、整備に時間を要していますが引き続き整備を進めてまいります。(土木部)

No	意見の内容	市の考え方
12	近所の公園がボロボロ。健康を目指すのに、健康づくりに役立つ施設が壊れたままというのはどうか。	市内の公園は、設置から20年以上経過している公園も多く、遊具を含めて施設が老朽化しています。そのような公園については、順次、補修や再設置を行います。(環境部)
13	快適な都市の実現：遊休地や山林等を整備して地域住民に開放してほしい。地域住民が愛着を持てるようにしてほしい。	現在、泉の森をはじめとしてつま自然の森や上和田野鳥の森、深見歴史の森など6箇所の森は地権者の協力を得ながら、市民の皆様へ開放しています。市内には公園等、住民の皆様が憩える場所が不足している地域があります。そのような地域に相当規模の遊休地や林がある場合は、公園や散策のできる緑地として利用できるよう努めてまいりたいと考えております。公園整備の際には、地元の皆様の意見を聞き、地域に愛される公園にしていきます。(環境部)
<b>街並み・景観について</b>		
14	現状は、街並みに一貫性がないので、今後は連続性のある街並みになるようにしてほしい。	地域らしさを活かした計画的な市街地整備や、まちづくりのルール化などにより良好な景観が形成されることは、地域の魅力づくりにとって重要なものです。基本目標5「快適な都市空間が整うまち」の中に個別目標5-1「快適な都市基盤をつくる」を位置づけ、無秩序な開発を抑制するとともに、地域の特性にあったまちづくりを進めていきます。(企画部)  本市では、良好な市街地環境を形成することを目的とした「みんなの街づくり条例」を制定し、まとまりのある街並み形成を進めております。また、平成8年には「やまと景観マスタープラン」を策定し、これに基づき景観形成施策を展開し、平成20年10月には、景観計画、景観条例を施行しました。これからも、計画や条例に基づき、地域の特性に応じたルールづくりを誘導し、良好な街並みの形成に取り組んでいきます。(都市部)
15	表題は“まち”としているが、説明文では漢字の“街”になっている。何か意味を持たせているのか。	市街地や街路樹といった固有の名称のみ「街」を使用し、それ以外は「まち」に統一していきます。(企画部)
16	小さい家の建売は防災上でも問題がある。ある程度規制すべきでは。	本市では、条例で500㎡以上の開発事業に対し、敷地の最低限度を100㎡とするなどの規定を設けておりますが、全ての建築行為が対象とならないため、宅地の細分化などにより、狭小な宅地も存在します。そのため、地区計画や建築協定といった法に基づくルールを住民の方々の合意で定め、狭小宅地ができるのを防いでいる地区もあります。今後も地区のルールづくりを住民の皆様とともに進めていきたいと考えています。(都市部)
17	良好な街並みについて、高齢化により個々の住宅の手入れができない。どこかで支援できないか。防犯、防災上も問題ある場合が多い。	良好な街並みを維持保全するためには、地区計画や建築協定といった土地、建物に関するルールを地域住民の皆様と話し合い定めることが必要です。市では「みんなの街づくり条例」に基づき、地域のルールづくりへの支援を行っています。また、昨年から運用を開始した景観計画の方針を市民や事業者の皆様へ配慮していただくことで、良好な住環境の形成が図られていくものと考えています。(都市部)
18	良好な街並み形成に寄与している個人住宅の保全が重要である。	
19	個人住宅の保全が重要である。	
<b>コミュニティバスについて</b>		
20	コミュニティバスは、非常によい。もう少し料金を上げてよいのではないかと。	コミュニティバス「のろっと」をご利用いただきありがとうございます。現在、「のろっと」はワンコイン(100円)パスとして多くの市民の皆様にご利用いただいております。利用料金の値上げについては、現在のところ予定はございませんが、効率的な運営を図りながら利用者の利便性や財政的な負担なども十分に考慮し、検討してまいりたいと考えています。(都市部)

No	意見の内容	市の考え方
21	コミュニティバスは、高齢者施策として行うべき時代である。	コミュニティバス「のろっと」は市内の交通不便地域にお住まいの方々の日中の移動や公共交通機関(鉄道や路線バス)へのアクセスを目的としております。「のろっと」はどなたでも利用いただけるコミュニティバスではございますが、運行目的の対象となっているのは、自転車や徒歩以外に移動手段を持たない高齢者や小さなお子様づれの主婦の方々となっております。(都市部)